

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報－欧州（EPC）〕

〔概要〕

欧州特許条約(EPC: European Patent Convention)は、欧州諸国における特許出願から特許付与までの手続を、欧州特許庁(EPO: European Patent Office)で一括して行うことを可能とする条約です。

EPOによって付与された特許は、国内特許の束(Bundle of National Patents)と呼ばれ、特許権の効力は各締約国の国内法令で定められるために国毎に異なり、特許権の有効性についても各国毎に争われます。

EPCのメリットは、特許を取得したい国の数が多い場合（一般的には3ヶ国以上の場合）に、各国毎に取得する場合に比べて、費用が安価になることです。また、EPCでは、締約国の中のいずれか1つの国の代理人を通じて、EPOという単一の審査機関を介して手続を行うことができるため、各国毎に手続を行う場合のような重複労力を回避することができます。

EPCのデメリットは、一部の締約国が採用している無審査登録主義とは異なり実体審査を経なければ登録を受けることができないことや、このEPOの審査レベルが各国特許庁の審査レベルよりも高いケースが多いため、権利取得の可能性が低くなるということです。また、EPOの審査で拒絶された場合や、異議申立てによって特許が取り消された場合には、その効果が全指定国に及びます。

なお、締約国の中には、PCTから直接移行することができず、EP経由でなければ移行できない国があります。このような国には、直接出願を行うか、PCTからEP経由での出願（EURO-PCT出願）を行うことが必要です。

〔特許要件〕

1. 保護対象

(1) 発明とは

EPCには、発明の定義はありません。

(2) 「発明」に該当しないものの類型

ただし、「発明」に該当しないものの類型が以下のように挙げられています(52条(1))。

- ① 発見、科学の理論及び数学的方法
- ② 美的創造物

③精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピューター・プログラム

④情報の提示

2. 産業上の利用可能性

特許を受けようとする発明は、「産業上利用することができる」発明でなければなりません(52条(1))。

発明は、それが農業を含む産業の何れかの分野において生産し又は使用することができる場合は、産業上の利用可能性を有するものと認められます(57条)。

3. 新規性

新規性がない発明は、特許を受けることができません(52条(1))。

発明は、それが「技術水準」の一部を構成しない場合は、新規であると認められます(54条(1))。

「技術水準」とは、欧州特許出願の出願日前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものを意味します(54条(2))。

4. 拡大された先願の地位

また、その出願の出願日が、欧州特許出願の出願日前であり、かつ、その日以後に公開された欧州特許出願の出願時の内容も「技術水準」を構成するものとみなされます(54条(3))。

日本特許法における「拡大された先願の地位」に対応する規定ですが、EPCでは他の欧州特許出願との「衝突(Collision)」と呼ばれます。特に、EPCでは、他人の出願だけではなく、先に提出した自己の出願も「技術水準」に含まれるので、自己の後願が自己の先願によって新規性欠如を理由に拒絶されることがあるため(自己衝突(Self-Collision))、注意が必要です。

ただし、54条(3)に規定する「技術水準」に該当する先願は、後願の進歩性の判断においては考慮されません(56条)。

5. 進歩性

発明は、それが技術水準を考慮した上で当業者にとって自明でない場合には、進歩性を有するものと認められます(56条)。

(1) 進歩性の判断手法

進歩性の判断は、以下の課題－解決アプローチ(Problem-and-solution approach)によって行われます(審査便覧 G-VII-5)。

①最も近い先行技術を特定する。

② 解決すべき客観的な技術的課題を確立する。

③ 最も近い先行技術と技術的課題から見て、クレームされた発明が、当業者にとって自明であるか否かを検討する。

6. 先願主義と二重特許の禁止

2人以上の者が発明をした場合、欧州特許を受ける権利は、最先の出願日を有する欧州特許出願をした者に属します。ただし、最先の出願が公開されている場合に限ります(60条(2))。

7. 不登録事由

以下の発明については、欧州特許は付与されません(53条)。

- ① 商業的利用が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある発明。
- ② 植物及び動物の品種又は植物又は動物の生産の本質的に生物学的な方法。
- ③ 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(78条(1))。

- ① 欧州特許の付与を求める願書
- ② 明細書
- ③ 1又は2以上のクレーム
- ④ 明細書又はクレームで言及されている図面
- ⑤ 要約

(2) 出願言語

原則として、欧州特許出願は、EPOの公用語である、英語、フランス語及びドイツ語のうちの何れか1の言語で記載しなければなりません(14条(1)(1))。

ただし、公用語(英仏独)以外の言語(日本語を含む)でも出願可能です。この場合には、出願から2か月以内(実際には、書類不備指令の受領から2か月を加えた合計4か月以内)に公用語への翻訳文を提出しなければなりません(14条(2))。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

- ① 記載要件

明細書には、当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に、発明を開示しなければなりません(83条)。

② 記載事項

明細書には、以下の内容を記載しなければなりません(規則 42)。

- a. 技術分野
- b. 背景技術
- c. 技術的課題及び解決方法を理解することができるような表現での発明の開示
- d. 図面の簡単な説明
- e. 発明を実施するための少なくとも1の方法
- f. 発明の説明又は内容から明らかでない場合は、発明の産業上利用可能な方法

(2) クレーム

① 記載要件

クレームは、保護が求められている事項を明示するものであり、明確かつ簡潔に記載し、明細書により裏付けがされていなければいけません(84条)。

② 記載形式

a. 2部分形式(Two-part-form)

原則として、独立クレームは、先行技術を構成する技術的特徴と、保護が求められている技術的特徴とを、「を特徴とする」という表現で結合した2部分形式で記載しなければなりません(規則 43(1))。

しかしながら、以下のように、2部分形式による記載が適切でない場合には、他の形式で記載することが認められています(審査便覧 F-IV-2)。

(i) 公知で対等な関係のものの組み合わせであり、進歩性が当該組み合わせのみに依存しているもの

(ii) 公知の化学プロセスの変形であって、公知の化学プロセスへの追加とは区別されるものであり、例えば、ある物質を除くことや、ある物質を他の物質に置換することによるもの

(iii) 機能的に相互に関連する複数の部品を有する複雑なシステムであって、進歩性が当該複数の部品の一部の

変化やその相互間の関係の変化に関するもの

なお、先行技術とすべき範囲は、審査過程で明確になることが多いため、審査結果が出た後に、クレームを2部分形式に補正することを推奨します。

b. 独立クレームの制限

原則として、同一カテゴリー（製品、方法、装置又は用途）については1つの独立クレームしか含めることができません。

ただし、以下の場合には、同一カテゴリーに属する2以上の独立クレームを含めることができます。

(i) 相互に関連する複数の製品

(ii) 製品又は装置の異なる用途

(iii) 特定の問題についての代替的解決法。ただし、これらの代替的解決法を単一のクレームに包含させることが適切でない場合に限る。

c. 従属形式の制限

従属クレームとしては、多数項従属クレームを含めることができ、多数項－多数項従属クレームを含めることもできます。

d. 多段限定形式

1つのクレームの中で、特徴を多段的に限定するクレームも、その記載が明確である限り、認められています。

例えば、「Aを、10から50重量%、好ましくは(pref erably)15から45重量%、より好ましくは(more pref erably)20から40重量%、特に(particularly)25から35重量%含む～」と記載することができます。

e. クレームの数

クレームの数については制限がありません。

ただし、クレームの数が15を超えた場合には超過クレーム1項毎に235ユーロ、50を超えた場合には超過クレーム1項毎に580ユーロのクレーム料が加算されるため(2014年4月1日時点)(規則45)、クレームの数を15以下に抑えることを推奨します。

上述の多段限定形式を利用することで、クレームの数を低減することを推奨します。

f. 引用符号

特許出願に図面がある場合、図面中の引用符号を、クレームの理解の助けになるよう、クレーム中に括弧を付して記載することが必要です(規則 43(7))。この記載を現地代理人に依頼した場合には、引用符号を探すことに時間を要し、現地代理人費用が高額になることが多いため、基礎出願を作成した日本側で行うことを推奨します。なお、クレーム中の引用符号は、クレームを限定するものとは解釈されません(規則 43(7))。

(3) 必要な図面

欧州特許出願には、図面を添付します(78条(1)(d))。

8. 単一性

欧州特許出願には、1の発明又は単一の包括的発明概念を形成するように関連している一群の発明のみを含めることができます(82条)。

発明の単一性の要件は、発明の間に1又は2以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係があるか否かに基いて判断されます。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされた各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴を意味します(規則 44(1))。

また、上記の独立クレームの制限に反する場合には、単一性違反となります。

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

分割出願を行うことが可能です(76条(1))。

欧州分割出願の出願時に、先の出願において指定されている締約国は、欧州分割出願においても指定されたものとみなされます(76条(2))。

2. 変更出願

変更出願は規定されていません。

3. 国内優先出願

国内優先出願は規定されていません。

4. 外国語書面出願

公用語(英仏独)以外の言語(日本語を含む)でも出願可能です。この場合には、出願から2か月以内(実際には、書類不備指令の受領から2か月を加えた合計4か月以内)に公用語への翻訳文を提出しなければなりません。

せん(14条(2))。

5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

6. 秘密特許

秘密特許は規定されていません。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て、調査報告の作成と、実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

方式審査では、形式的又は手続的な要件が審査されます(規則 57)。

3. 審査請求

①原則

審査請求のあった出願のみが審査の対象となります(94条(1))。

審査請求ができる期間は、欧州調査報告(サーチレポート)の公開日から6か月以内です(規則 70(1))。審査請求が所定の期限までにされない場合は、出願は取り下げられたものとみなされます(94条(2))。

②PCT経由でのEPC出願(EURO-PCT出願)

EURO-PCT出願の場合には、国際調査報告の公開日から6か月、または優先日から31か月のいずれか遅いときまでに、審査請求を行う必要があります。

③欧州調査報告の発送前の審査請求

欧州調査報告が出願人に発送される前に審査請求が提出された場合には、欧州特許庁は、出願人に対し、出願人が出願手続を続行することを希望するか否かを指定する期間内に指示するよう求めます。この期間内に応答がなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされます(規則 70(1))。

4. 先行技術文献の提出

明細書中に背景技術を記載する必要があります(規則 42(1)(b))。

欧州特許出願が、優先権主張を伴う場合、出願人は、先の出願が最初に出願された特許庁の調査結果の写しを提出する義務があります(規則 141(1)、70b(1))。

ただし、日本国特許庁に対する特許出願を基礎とした優先権主張を伴う欧州特許出願(EURO-PCT出願を含む)については、この提出は免除

されます（EPO通達）。この義務の免除は、優先基礎出願のサーチ結果に関する情報を日本国特許庁がEPOへ提供していることによるものです。

5. 調査報告

EPOへの直接出願（EURO-Direct 出願）の場合、EPOは、拡張欧州調査報告（EESR: Extended European Search Report）を作成します。

EURO-PCT 出願の場合であって、EPOが国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）として指定された場合、EPOは、PCT国際段階において、国際調査報告（及び見解書）や国際予備審査報告を作成します。

EURO-PCT 出願の場合であって、EPOが国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）として指定されていない場合、EPOは、補充欧州調査報告（SSR: Supplementary European Search Report）を作成します。

これら各報告において、発明の特許性に関して否定的な内容が記載されている場合、出願人はこれに対して応答する義務があります。

6. 審査

審査の結果、特許要件を満たさない出願については、規則94の通知が発せられます。この通知に対して、出願人は、所定期間内（通知の発送日から4か月以内。2か月の延長可）に、意見書や補正書を提出することで応答を行うことができます。

応答しても拒絶理由が解消しない場合、拒絶査定が通知されます。

一方、拒絶理由がなかった場合や、拒絶理由が解消した場合には、許可予告通知が発せられます。この許可予告通知には、許可可能な発明等が記載されています。この発明の内容について異議がある場合、出願人は反論することができます。

許可予告通知の内容に同意する場合、出願人は、所定期間内（通知の発送日から4か月以内）に、手数料の納付と、手続言語以外の他の二つの公用言語によるクレームの翻訳文の提出をする必要があります。

手数料の納付及び翻訳文の提出が行われた場合、特許査定が通知されます。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

拒絶査定に不服があるときは、拒絶査定の通知から所定期間内（通知の発送

日から2か月以内)に、審判部に対する審判請求を行うことが可能です。

〔備考〕

1.根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

欧州特許条約(第16版)

欧州特許付与に関する条約(2007年12月13日施行)

欧州特許付与に関する条約の施行規則(2016年5月1日施行)

2.参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

拒絶理由通知への対応(情報機構、2012年3月初版、共著)